

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立多文化交流プラザ・さかい条例第6条 堺市立多文化交流プラザ・さかい条例施行規則第3条	
所 管 課	国際部 国際課	
審 査 基 準	<p>(条例第6条1項) 会議室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>(条例第6条3項) 市長は、会議室の使用を許可する場合において、管理上必要と認めるときは、当該許可に条件を付けることができる。</p> <p>(条例施行規則第3条) (使用の申込み及び許可) 第3条 条例第6条第1項の規定により会議室の使用の許可（以下単に「使用の許可」という。）を受けようとする者は、堺市立多文化交流プラザ・さかい会議室使用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申込みは、使用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日（1月にあつては4日を初日とし、初日が休館日に当たるときはその翌日）から受け付けるものとする。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 使用の許可は、堺市立多文化交流プラザ・さかい会議室使用許可書（様式第2号）を申込者に交付して行う。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	申請を受理してから1週間以内
	標準処理期間を設定できない理由	